

「通知預金規定」新旧対照表

現行	改正後
<p>6. (預金の解約等)</p> <p>(1)～(3)【現行どおり】</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p>	<p>6. (預金の解約等)</p> <p>(1)～(3)【現行どおり】</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第 11 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>(5) この預金が、当行の定める一定期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u></p> <p><u>(6) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳（または証書）および届出の印章を持参のうえ、口座開設店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>

現行	改正後
	<p><u>7. (通知等)</u> <u>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>
<p><u>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</u> (1)～(2)【現行どおり】</p>	<p><u>8. (届出事項の変更、通帳(または証書)の再発行等)</u> (1)～(2)【現行どおり】</p>
<p><u>8. (成年後見人等の届け出)</u> (1)～(5)【現行どおり】</p>	<p><u>9. (成年後見人等の届け出)</u> (1)～(5)【現行どおり】</p>
<p><u>9. (印鑑照合)</u> 【現行どおり】</p>	<p><u>10. (印鑑照合)</u> 【現行どおり】</p>
<p><u>10. (譲渡、質入れの禁止)</u> (1)～(2)【現行どおり】</p>	<p><u>11. (譲渡、質入れの禁止)</u> (1)～(2)【現行どおり】</p>
<p><u>11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (1)～(5)【現行通り】</p>	<p><u>12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</u> (1)～(5)【現行通り】</p>
<p><u>12. (規定の改訂)</u> (1)～(2)【現行どおり】</p>	<p><u>13. (規定の改訂)</u> (1)～(2)【現行どおり】</p>

以上